

## 市川町有料広告掲載の取扱いに関する要領

平成20年8月18日  
要領第2号

改正 平成22年1月 8日要領第 1号  
改正 平成23年2月23日要領第 1号  
改正 平成24年1月18日要領第 1号

(趣旨)

第1条 この要領は、市川町（以下「町」という。）が作成する印刷物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し、その取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができる印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- ア 広報いちかわ
- イ 市川町ホームページ
- ウ その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 公益性及び公共性が認められないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として町長が適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、枠数、規格、広告掲載期間及び広告料は、別表第1のとおりとする。

(掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載の募集は、毎年町長が定める期間に翌年分（5月から翌年4月まで）の広告を広報いちかわ、市川町ホームページにより行うものとする。

2 年度途中に広告の掲載枠に空きが生じた場合は、前項の方法により、当該年度分

の広告を随時募集するものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、市川町有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案(WEB ページへの掲載にあつてはCD-ROM、MO等電子媒体に記録したものを含む)を添えて、広報発行日の30日前までに町長に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について市川町有料広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

3 広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有するもの

4 前項の規定によつても、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

5 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告料の納入)

第8条 広告の掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告料を前条の規定による掲載決定後、10日以内に町の発行する納付書によりを納入するものとする。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告内容に関連して損害を被った旨の申告があつた場合は、広告主の責任及び負担において解決し、町は責任を一切負わないものとする。

3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市川町有料広告申込内容変更届(様式第3号)に必要書類を添えて、直ちに町長に届けなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告内容を変更するとき

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき

- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき
  - (5) 前各号に規定するもののほか、市川町有料広告掲載申込書又は添付書類の掲載内容に変更があった場合
- (広告掲載の取消し)

第11条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主又は広告内容を不適切と判断したとき
- (4) 広告主が前条に定める届け出を怠ったとき

2 町長は広告媒体の編集・発行上支障があるときは、前項の規定によらず広告の掲載を取り消すことができる。

(広告料の還付)

第12条 広告料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (平成20年8月18日要領第2号)

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月1日から施行する。

(「広報いちかわ」広告掲載取扱要領の廃止)

2 「広報いちかわ」広告掲載取扱要領(平成17年9月1日)は廃止する。

附 則 (平成22年1月8日要領第1号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日要領第1号)

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月18日要領第1号)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種類	位置・枠数	規格	掲載期間	広告料			備考
				1回分	6回分	12回分	
広報いちかわ	町長が指定する頁の最下断面 4頁以内の枠数	縦 42mm 横 175mm	1 月 単位	10,000 円	48,000 円	90,000 円	最大 1 年間
		縦 42mm 横 90mm		7,000 円	33,600 円	63,000 円	
		縦 42mm 横 60mm		5,000 円	24,000 円	45,000 円	
WEB ページ（掲載者が電子媒体で提供してください。）	トップページの町長が指定する位置 最大6枠	高さ 天地 60ピクセル、幅 左右 150ピクセル、容量 20kバイト以下 データ形式 GIF形式、JPEG形式、SWF形式	1 月 単位	1月当たり 10,000 円			最大 1 年間

（注）広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。